

令和 5 年 6 月 23 日 福島市教育委員会規則第 8 号

福島市いじめ重大事態調査委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福島市いじめ防止等に関する条例（平成 29 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 23 条第 5 項の規定に基づき、福島市いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 20 条の規定により教育委員会が調査委員会に調査を行わせる場合には、調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育に関する学識経験を有する者
- (2) 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 調査委員会の委員は、福島市いじめ防止等に関する条例（平成 29 年条例第 10 号）第 22 条第 1 項に規定する福島市いじめ問題対策委員会の委員と兼任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

（会議）

第4条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議に委員長が出席できないときは、副委員長が会議の議長となる。

3 会議に委員長及び副委員長が出席できないときは、委員長の指名を受けた委員が会議の議長となる。

4 委員は、委員長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。以下同じ。）によって会議に出席することができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特定の議事につき特別の利害関係を有する委員は、調査委員会の議決があったときは、当該議事に係る会議又は議決に参加することができない。

7 会議は、公開しない。ただし、会議における議事が、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合であって、委員長が特に必要があると認めるときは、当該会議を公開することができる。

（秘密の保持）

第5条 調査委員会の委員及び会議の議事に関わる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。